

(喫煙所)

第10条 施設管理者は、その管理する公共的施設に喫煙所を設けることができる。

【趣旨】

本条の規定は、本条例の受動喫煙の防止という目的を達成する上で、喫煙者の自由を過度に制約することがないように、公共的施設内に、専らたばこを吸う用途に供するための区域である喫煙所の設置を認めるものである。

【解説】

本条では、喫煙所からたばこの煙が流出することを防止するために必要な措置を講ずること（第11条）を前提に、次の点を考慮して公共的施設に喫煙所を設けることができることとしたものである。

- ① 専らたばこを吸う用途に供するための区域（第2条第8号の解説を参照）であれば、受動喫煙を避けたいと考える者は、そこに立ち入る必要はなく、意に反する受動喫煙は生じないと考えられること。
- ② 非喫煙者と喫煙者双方の自由の調和を図る必要があること。（完全禁煙とした場合、喫煙のためには屋外に出なければならないこととなるが、それが困難な場合があり得る。）
- ③ 完全禁煙とした場合、屋外、とりわけ公共的施設の出入口附近における喫煙が増加することが想定されるので、環境美化（吸い殻の投げ捨て）や通行人の安全（たばこの火による危害）が損なわれるという弊害が生じること。
- ④ ③の環境美化や通行人の安全確保は、路上喫煙を規制する条例が、その目的とするところであるので、それとの均衡をできるだけ図る必要があること。

なお、本条の喫煙所を「専らたばこを吸う用途に供するための区域」と定義したのは、公共的空間の全部又は一部を「喫煙所」と称することで、その場所における喫煙が事実上可能となってしまうことを排除する趣旨であるから、施設管理者が、これを公共的施設内に設置したとしても、当該施設管理者は、その場所において、営業上のサービス（事業本来のサービス）の提供はできないことに留意する。ただし、「専らたばこを吸う用途に供する」の「専ら」とは、大部分あるいは主要な部分という意味を有するものであるから、当該公共的施設の利用者が喫煙所内に一時的に飲料等を持ち込み、あるいは、喫煙所内において携帯電話で通話することまでも制限するものではない。